第５号様式（第８条第１項）

**記載例：**

**平成23年と平成28年のＮＰＯ法**

**改正に伴う変更例**

定款変更認証申請書

年　　月　　日

（申請先）

　　横浜市長

申請者　主たる事務所の所在地　横浜市□区△町一丁目１番１号

　　　 その他の事務所の所在地　横浜市□区〇町一丁目２番２号

法人の名称　特定非営利活動法人横浜

代表者の氏名　横浜　太郎

電話番号 045-227-〇〇〇〇

ＦＡＸ番号　045-227-〇〇〇〇

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第３項の認証を受けたいので、申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の内容 | 新（変更後） | 旧（現行） |
| 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 変更の理由 | 平成23年のＮＰＯ法改正内容を反映させるため、会議に関する条文の変更（第21条）、定款の変更に係る条文の変更（第48条）、みなし総会に関する規程の追加（第28条）、会計に関する条文の修正（第40，41，43，44，45，49条）を行い、また平成28年のＮＰＯ法改正で定められた「貸借対照表の公告方法」について定めるため（第52条）。 | |

（注意）　変更の内容の欄には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その時期も記載してください。

・「変更の内容」が、枠内に収まらない場合は、「変更の内容」欄に「別紙のとおり」とだけ記入し、別紙で新旧対照表を作成してご提出ください。

・届出事項以外の定款変更の場合、施行日は（変更の効力が生じる日）は、認証日となるため、申請時点では附則に日付を入れずにご提出ください。

・「変更の理由」は、複数の条文にわたる場合には、それぞれの理由を簡潔に明記してください。

（Ａ４）

(別紙)

|  |  |
| --- | --- |
| 新（変更後） | 旧（現行） |
| 特定非営利活動法人○○○○定款  略  （権能）  第21条　総会は、次の事項について議決する。  変更箇所に下線を引いてください。  (1)　定款の変更  (2)　解散  (3)　合併  (4)　事業計画及び予算に関する事項  (5)　事業報告及び決算に関する事項  (6)　役員の選任等に関する事項  (7)　入会金及び会費に関する事項  (8)　長期借入金に関する事項  (9)　事務局の組織等に関する事項  (10)　その他この法人の運営に関する重要事項  　略  （議事録）  第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  (1)　日時及び場所  (2)　正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)  (3)　審議事項  (4)　議事の経過の概要及び議決の結果  (5)　議事録署名人の選任に関する事項  ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。  ３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  (1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容  (2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称  (3)　総会の決議があったものとみなされた日  (4)　議事録の作成に係る職務者の氏名  略  （資産の構成）  第40条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。  (1)　設立当初の財産目録に記載された資産  (2)　入会金及び会費  (3)　寄付金品  (4)　財産から生じる収益  (5)　事業に伴う収益  (6)　その他の収益  略  （会計の原則）  第41　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。  （第１号から第３号削除）  略  （事業計画及び予算）  第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。  （暫定予算）  第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。  ２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。  略  （事業報告及び決算）  第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後○か月以内に総会の承認を得なければならない。  ２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。  略  （定款の変更）  第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。  （第２項削除）  略  （長期借入金）  第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。  貸借対照表の公告は、｛①官報、②日刊新聞紙、③法人ホームページへの掲載④内閣府ポータルサイトへの掲載、⑤主たる事務所の掲示場への掲示｝のいずれかを定めます。  略  （公告の方法）  第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。    日付は空欄です。  認証決定通知日が入ります。  略  附則  この定款は、平成　　年　　月　　日から施行する。 | 特定非営利活動法人○○○○定款  略  （権能）  第21条　総会は、次の事項について議決する。  (1)　定款の変更  (2)　解散  (3)　合併  (4)　事業計画及び収支予算に関する事項  (5)　事業報告及び収支決算に関する事項  (6)　役員の選任等に関する事項  (7)　入会金及び会費に関する事項  (8)　長期借入金に関する事項  (9)　事務局の組織等に関する事項  (10)　その他この法人の運営に関する重要事項  略  （議事録）  第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  (1)　日時及び場所  (2)　正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)  (3)　審議事項  (4)　議事の経過の概要及び議決の結果  (5)　議事録署名人の選任に関する事項  ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。  みなし総会を行った際の議事録についての条文です。  略  （資産の構成）  第40条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。  (1)　設立当初の財産目録に記載された資産  (2)　入会金及び会費  (3)　寄付金品  (4)　財産から生じる収入  (5)　事業に伴う収入  (6)　その他の収入  略  （会計の原則）  第41条　この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。  (1)　会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。  (2)　財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。  (3)　採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。  略  （事業計画及び収支予算）  第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。  （暫定予算）  第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。  ２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。  略  （事業報告及び収支決算）  第45条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後○か月以内に総会の承認を得なければならない。  ２　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。  略  （定款の変更）  第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を得なければならない。  ２　定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。  (1)　主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)  (2)　資産に関する事項  (3)　公告の方法  略  （長期借入金）  第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。  略  「解散事由に係る」は削除します。  （公告の方法）  第52条　この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。    以下略 |

【ご注意ください】

総会で定款変更の届出事項と認証事項についてあわせて議決した場合、定款変更の届出と定款変更の認証申請をそれぞれ行っていただくのが原則ですが、上記記載例では届出事項である「公告の方法」も他の事項とあわせて「認証申請」していただくご案内をしております。

「公告の方法」については、総会から効力を発生させることができる届出事項ですので、総会の日から効力を発生させる場合には、まず、公告の方法についてのみ、定款変更届出書をご提出いただき、その後定款変更認証申請の手続きをしていただくことになります。詳細はご相談ください。